

宇宙活動法制の今後の検討の進め方について（案）

平成 27 年 5 月 22 日
内閣府宇宙戦略室

iv) 法制度等整備

- ・欧米等が有する第三者損害賠償制度や民間事業者の宇宙活動に対する国の許可・監督制度等を参考にしつつ、海外衛星事業者からの衛星打ち上げサービス受注を後押しし、民間事業者による宇宙活動を支えるための「宇宙活動法案」を平成 28 年の通常国会に提出することを目指す。（内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省）

宇宙基本計画（平成 27 年 1 月 9 日宇宙開発戦略本部決定）より抜粋

1. 産業振興のインフラとしての宇宙活動法の制定に向けた検討の方向

(1) 宇宙活動のルールの明確化により、民間事業者の宇宙活動への新規参入を促進すること

これまで、我が国は、JAXA 等のような国との特別な監督関係の存在を前提とする宇宙活動のガバナンスを行ってきた。

今後多様な民間事業者の宇宙活動への参入を可能とするには、民間事業者が宇宙活動を行うルールを明確化し参入に当たっての不透明性リスクを軽減するとともに、許可、監督の範囲内で民間事業者の経済活動の自由を保証することが重要。

なお、これまで JAXA 等が開発してきた基幹ロケットの運用に支障が生じないように配慮が必要。

(2) 合理的な許可、監督の仕組みを構築し、民間事業者の国際競争力を確保し、新規参入の円滑化を目指す

- ・我が国産業の国際競争力の確保の観点から、人工衛星打ち上げ用ロケットの打ち上げ、人工衛星の管理等に対し、安全確保の基準・賠償資力の確保・デブリの発生抑制等について諸外国の規制と比して合理的な内容・水準の許可、監督を実施
- ・ベンチャー企業による弾道ロケット開発等揺籃期にある取組に対しては人工衛星打ち上げ用ロケットを主対象とする宇宙活動法は適用せず、引き続き現行法令に基づき公共の安全を確保することで円滑な事業化に配慮

(3) 第三者損害賠償制度を整備し、人工衛星の打ち上げにおける賠償責任リスクを関係当事者が引受け可能な合理的な水準とすることで、海外からの衛星打ち上げサービス受注や宇宙機器産業への新規参入を支援

2. 宇宙活動法制における弾道ロケットの扱いについて

「宇宙活動法案」において許可及び継続的監督を必要とする「宇宙活動」の範囲の具体化が必要である。

特に「打上げ」(launching)について、人工衛星用打上げロケットにより軌道上に人工衛星を配置することが「打上げ」に該当することは明確である一方、人工衛星の打上げを目的としないその他のロケット(以下「弾道ロケット」という。)の扱いについて検討する必要がある。

平成22年3月の宇宙活動に関する法制検討WGの中間取りまとめにおいては、100km以上の高度に到達する弾道ロケットも対象と含めるとしていたが、今般、以下の理由により、平成28年の国会提出を目指す「宇宙活動法案」においては、弾道ロケットを適用対象から外し、今後の課題とすることを提案したい。

これまで、我が国は、JAXA法第18条第2項において、宇宙条約第6条に規定する国の許可及び継続的監督を担保するための措置について規定しているが、同項は、人工衛星及び人工衛星の打上げ用ロケットの打上げを対象としており、人工衛星の打上げを目的としない弾道ロケットを対象に含めておらず、現行の法律の運用との整合性を確保する必要がある。

(参照)

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約 <抜粋>

第六条

条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によつて行なわれるか非政府団体によつて行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従つて行なわれることを確保する国際的責任を有する。月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とするものとする。国際機関が月その他の天体を含む宇宙空間において活動を行なう場合には、その国際機関及びこれに参加する条約の当事国の双方がこの条約を遵守する責任を有する。

国立研究開発法人宇宙研究開発機構法(H14法律161号)<抜粋>

(業務の範囲等)

第十八条 略

2 機構は、前項第四号に規定する人工衛星等の打上げの業務を行う場合には、主

務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

弾道ロケットの打上げの公共の安全に対するリスクは、人工衛星打上げ用ロケットに比して小さく、現状では、火薬類取締法やハイブリッドロケット打上げサービス実施ガイドライン等により適切に担保されており、現状では公共の安全の確保の観点からは、新たな許可、監督の対象とする必要は認められない。

特に、民間による小型の弾道ロケットの開発は、我が国宇宙開発の裾野を拡げ、将来の小型衛星打上げ用ロケットの開発にも資するものであり、国として推進すべきものと評価できるが、未だ揺籃期にあり、人工衛星打上げ用ロケットと同様の規制を課すことは、民間による小型弾道ロケット開発の芽を摘むことになりかねない。

また、特にスペースプレーンの弾道飛行による民間宇宙輸送事業については、国際民間航空機関（ICAO）等において、航空法制との関係も含め規制の在り方について議論が行われているところであり、弾道ロケットの扱いについては、こうした国際的な検討状況も勘案する必要がある。

ただし、上記③で述べたとおり、民間による小型弾道ロケットの開発の支援の在り方や民間による小型弾道ロケットの開発等の進捗に対応した今後の小型弾道ロケットやスペースプレーンの弾道飛行（※）に対する規制の在り方については、ベンチャー企業や中小企業による宇宙開発利用を促進する観点から、関係各省による検討を実施することとしてはどうか。

（※）有人のスペースプレーンの弾道飛行については、3. と同様、現時点では、我が国は、有人のスペースプレーンの運用に係る技術的能力を十分に保有していない。

3. 宇宙活動法制における有人宇宙輸送機の扱いについて

有人宇宙輸送機を軌道又は地球を回る軌道の外に打ち上げる行為は、宇宙諸条約の「打上げ」(launching)に含まれる。

しかしながら、我が国において、現時点で有人宇宙輸送機の具体の計画は存在せず、有人宇宙輸送機の運用に係る技術的能力を十分に保有しているとは言い難く、現時点で、国が有人宇宙輸送機の打上げに対する許可及び継続的監督を行うことは現実的ではないのではないか。

このような現状を勘案し、平成 28 年の国会提出を目指す「宇宙活動法案」においては、有人宇宙輸送機の軌道又は軌道の外への打上げに係る許可及び継続的監督に係る事項は盛り込まないこととし、今後、有人宇宙輸送機の打上げが想定される事態になった場合に別途法令を定めて、当面の間、有人宇宙輸送機の打上げは、許可を行わないこととする。

今後、有人宇宙活動に関する我が国の取組と整合を確保し、民間事業者の有人宇宙輸送機の開発、運用に関する動向についても留意しつつ、有人宇宙輸送機の搭乗者の安全の確保に関わる所要の検討を行うべきものとし、関係各省において対応することとしてはどうか。

以 上